

# 中野区教育委員会会議録

平成28年第28回定例会

平成28年11月4日

中野区教育委員会

平成28年第28回中野区教育委員会定例会

○日時

平成28年11月4日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時45分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

8人

○議題

1 報告事項

(1) 教育長及び教育委員活動報告

- ① 10月28日 新山小学校訪問
- ② 10月29日 第54回中野区立小中学校特別支援学級連合運動会
- ③ 10月29日 平成28年度中野区立中学校英語学芸会

(2) 事務局報告

- ① 陳情書の受理について（子ども教育経営担当）
- ② 中野区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について（子ども教育経営担当）
- ③ 平成29年度中野区立学校における学校教育の指導目標について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第28回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

また、本日、報告事項の3番目の資料につきましては、関係機関への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただきます。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

それでは、日程に入ります。

はじめに、教育長及び教育委員活動報告をいたします。

事務局から一括で報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、一括してご報告申し上げます。

10月28日、新山小学校訪問、教育長、田中委員、小林委員、渡邊委員が出席されました。

10月29日、第54回中野区立小中学校特別支援学級連合運動会に、教育長、小林委員が出席されました。

10月29日、平成28年度中野区立中学校英語学芸会に、教育長が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から、補足、質問、その他活動報告がございましたらお願いいたします。

田中委員

28日の新山小学校の訪問について、少し報告させていただきます。

僕は学校訪問へ行くといつも給食が非常に気になるのですが、子どもたちを見ていて、食器の持ち方が悪かったりすると友達が指摘したりして、グループで5、6人くらいずつ食事をしているのですが、すごくいい姿だなと思いました。グループで食べ

るということがすごくいいなと感じました。

あともう1つ気になったのは、「ばっかり食べ」と言うのですけれども、おかずだけ食べてご飯を残して後で食べるとか、多分学校でも時々そういう指導をされているのだと思うのですけれども、家族で食卓を囲む機会が少なかったりということもあるのかなと思いますので、学校の給食の場でそういったマナーもきちんと伝えておくことが大事かなと感じました。

以上です。

田辺教育長

ほかにご発言はございますか。

小林委員

29日の小中学校特別支援学級連合運動会、私も久しぶりにお伺いをしたのですけれども、やはり小・中が一緒にやるというよさを非常に強く感じました。地域によっては、小・中別々にやっていることもあるのですが、特別支援学級なので、やはり指導も積み重ねていかなければいけません、全体の体操とか、やはりお互いに応援し合ったりして盛り上がって非常にいい印象を受けましたし、子どもたちも元気いっぱいやっていたのでよかったなと思いました。

以上です。

田辺教育長

ほかにご発言はございますか。

渡邊委員

私も新山小学校の件につきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。

今度統合する学校なので、校舎の中に入った校庭にプレハブの校舎が新たに設けられていました。

ちょうど自分が小学生のときもプレハブ校舎があったのですけれども、その時代と比べると、校舎のプレハブといえども質の違いを十分感じとれるような形で、とてもいい施設ができておりました。

ただ、その分、校庭が狭くなっているということで、トラックがきちんと確保されているのですけれども、やはり高学年が走るにはちょっとアールが強いかなと。短期間という期限が決まった利用なので、これは仕方ないと思いますけれども、その中でいろいろ工夫がなされていてよかったのではないかなと思います。実際に使ってみてからまた

いろいろと問題があるかもしれませんが、とても考えられた形で増設されていました。

それで、キッズ・プラザがあったのですけれども、もともとあったキッズ・プラザを校舎がある教室側を利用して、プレハブの一部にキッズ・プラザを移しているような形になっておりました。その利用については、何ら問題はないのではないかなと思いますし、広さの確保も十分にとれていて問題なくよろしいのではないかなと思っております。

あと、今回、1学年から6学年まで全部1クラスの学校ということで、これが今度からものすごく大きな数になるので、そのギャップがかなり感じられるのかなと思います。

ですから、やはり各学年3学級になると、かなり賑やかな学校になっていい学校になるのではないかなと感じておりました。

外部的な印象としてはそういうところなのですけれども、内部の生徒の様子ということで考えれば、とても落ち着いて、私も一緒に給食を食べさせていただいたのですけれども、質問してくれリアクションも大きいですし、楽しい給食でした。教室の中でもそういった雰囲気が保たれていてとてもよかったのではないかなと思います。

それと、授業の風景。とても落ちついて、しっかり指導ができているということが感じとれました。また、廊下での挨拶などもかなり徹底されているようで、よかったのではないかなと思います。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにご発言はございますか。

小林委員

報告の時間なのですけれども、今、給食の話題が出ましたので、ちょっとお伺いをしたいのですけれども、このところ天候の関係で野菜の価格が急騰しているとか、給食の供給ができない地域があるなどの報道がありました。中野区の場合は、その辺はいかがなのでしょう。

副参事（学校教育担当）

中野区の場合には学校ごとに仕入れ先とやりとりをしている関係から、野菜の値段が高くなっているということは事実なのですけれども、その中でもやりくりをしながら必要な栄養が摂取できるように、各栄養士等が努力をして進めております。

小林委員

今のお話を伺って、各学校で努力をして何とかやっつけていただいているということで大変心強く思います。付け加えますと、この前いただいた給食メニューも本当にしっかりとされていて、子どもたちもほとんど好き嫌いはなく、給食を毎日楽しみにしているというような感じでした。

田辺教育長

ほかにご発言はよろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「陳情書の受理について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、陳情書の受理につきまして、ご報告申し上げます。

教育委員会宛ての陳情書を2件受理いたしましたので、併せてご報告をさせていただきます。

まず1件目でございますが、本年10月21日付で「中野子どもと教育を守る区民の会」から、第三・第十中学校統合新校改築に伴う複合施設整備に関する内容ということでいただいております。

趣旨でございますが、複合施設を統合新校校舎に併設する構想を撤回し、別の場所に設置すること。また、本件を当教育委員会で協議した後、総合教育会議で協議を行う旨の内容となっております。

陳情理由等の詳細につきましては、お手元の資料をごらんいただければと存じます。

続きまして、2件目でございます。本年11月1日付で「本町図書館とあゆむ会」から、第三・第十中学校統合新校に併設する複合施設内の区立図書館整備計画に関する内容の陳情をいただいております。

趣旨でございますが、複合施設内に設置される区立図書館整備計画は、図書館施設のあり方から見て問題があるので、整備計画を撤回する旨の内容となっております。

陳情理由等の詳細につきましては、お手元の資料をごらんいただければと存じます。

報告は以上でございます。

田辺教育長

本陳情の取り扱いにつきましては、今後、当教育委員会でご協議をいただいて決定をし

ていきたいと考えております。

各委員から質問等のご発言がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、改めて協議の時間をとらせていただきたいと思います。

続いて、事務局報告の2番目「中野区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、「中野区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」につきまして、資料に基づきご報告申し上げます。

この対応要領でございますが、本年4月1日に施行されました「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法でございますが、政府において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づきまして、中野区職員が障害に対して適切に対応するために必要な対応要領を作成することといたしました。

これに合わせて、教育委員会におきましても同様の趣旨の対応要領を作成することとしたものでございます。なお、今後、区とともに意見交換会などを実施いたしまして、広く区民の皆様から意見を募集してまいる考えでございます。

中野区立学校における対応要領の具体的中身でございますが、1の(1)、まずは対応要領の考え方ということで、別紙1でまとめてございます。内容につきましては後ほどご説明申し上げますが、1の不当な差別的取扱いの禁止、また、2としまして合理的配慮の提供、3としまして校長等の責務、4番は相談体制の整備、5番が研修及び啓発、といった構成になっております。

もう1つ、対応要領に係る留意事項ということで、別紙2にまとめてございます。内容は大きく2点でございます。1点目は不当な差別的取扱いの基本的な考え方と具体例、また2点目は合理的配慮の基本的な考え方と具体例ということでございます。

初めに、別紙1をごらんいただきたいと思います。対応要領の考え方ということで、5点ほどにまとめてございます。

まず、不当な差別的取扱いの禁止でございますけれども、学校職員が事務等を行うに際しまして、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしてはならないという考え方でございます。

2点目でございますが、合理的配慮の提供についてでございます。学校職員が事務等を



行う際の合理的な配慮につきまして記載しております。なお、留意事項は別添となっておりますので、後ほどご説明申し上げます。

3でございます。校長等の責務ということで、3点ほど掲げております。1点目は職員への啓発、2点目は苦情の申し出等への対応、3点目は職員への指導についての記載でございます。

4でございますが、相談体制の整備といたしまして4点ほど上げております。

1点目は、相談窓口でございますけれども、教育委員会におきましては子ども教育経営担当分野に置くこととしております。

また、不当な差別等の相談がありました場合には、庁内に会議体を設けまして検証するとともに、必要がある場合には速やかに是正措置を行うという考えでございます。

3点目でございますが、提供した合理的配慮につきましては、職員間で情報共有を図るという考え方でございます。

4点目でございますが、区の設置いたします第三者機関によりまして、点検・評価なども行っていく考えでございます。

最後に5点目でございますが、研修及び啓発を行う旨記載をしているところでございます。

続きまして別紙2でございますが、留意事項ということで、不当な差別的取り扱いや合理的な配慮について基本的な考え方をそれぞれ具体例なども記載しながら説明しているものでございます。

まず1点目でございます。不当な差別的取り扱いの基本的な考え方ということでございますが、「不当な差別的取り扱い」とは、正当な理由なく障害者を事務または事業において障害者でない者より不利に扱うことであるという点でございます。

第2でございますが、正当な理由の判断の視点でございます。この趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であるという内容となっております。

3点目でございますが、不当な差別的取り扱いの具体例ということで、2ページにわたります。るる記載しているところでございます。これはあくまでも例示ということで、記載されている具体例だけに限るものだけではないということも留意をするということで記載をしてございます。

2ページ中ほど、4の合理的配慮の基本的考え方でございますけれども、行政機関等に

対しまして、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合においては、その実施に伴う負担が過重でないときには社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行うことを求めているものでございます。

続きまして、3ページでございます。過重な負担の基本的な考え方ということでございます。これは個別の事案ごとに以下の要素を考慮し具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断するというので、3点ほど記載をしてございます。「事務又は事業への影響の程度」「実現可能性の程度」「費用・負担の程度」といったことを軸に勘案するという内容でございます。

次に4ページでございますが、合理的配慮の具体例でございます。繰り返しになりますが、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要があるということも記載しております。

「合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例」として数点挙げてございますが、下から2つ目の丸をごらんいただきますと、聴覚過敏の児童生徒のために教室の机や椅子の足に緩衝材をつけて雑音を軽減するなど、「個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する」ことなどを具体例として挙げているものでございます。

5ページでございますが、「ルール・慣行の柔軟な変更の具体例」ということでございます。数点挙げてございますが、5ページの下から2つ目の丸でございます。

慢性的な病気等のため、他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対しまして、運動量を軽減、あるいは代替的な運動を用意するなど、参加するための工夫をすることなどの具体例を掲げてございます。

最初の説明のほうに戻っていただきまして、今後の予定でございますが、11月に区民の皆様との意見交換会を実施してまいります。また、12月にはパブリックコメント手続を実施いたしまして、年明け2月には対応要領として策定し、公表してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

田辺教育長

各委員から質問等のご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

別紙1の2の「合理的配慮の提供」という部分なのですが、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において」というような表現が

あるのですけれども、これはそういう意思表示があった場合だけこういうことをするという事なのではないでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

意思表示があった場合はもちろんなのですけれども、それ以外の場合においても、そういった障害の障壁の除去に努めるというのは基本的な事務であると考えてございます。

田中委員

そうすると、例えば教育委員会の事務局が学校の整備をするときには、もちろん基本的に合理的配慮をして、その上でさらに障害者の方から申し出があったときにはその対応をすると理解してよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

委員のご指摘のとおりと考えております。

田辺教育長

ほかにごございますか。

小林委員

これは中野区の学校職員に関してということで、こういう内容のものを進めていて内容的には重要なことばかりですので、これをどのように徹底し実現していくかということだと思っておりますけれども、教員の場合のこういった整備についてどのようになっていく予定のかを教えてくださいたいと思います。

指導室長

中野区立学校における教員に対しましても、こちらの教育委員会が定めた内容について遵守していく、努力していくという指定でございます。この法律が制定された趣旨につきましては、すでに定例校長会で周知徹底をしているところで、各校においても、この趣旨を踏まえた研修について依頼をしているところです。

今後、東京都が示したガイドブックが非常にわかりやすいものですので、それらを活用して、伝達講習のような形で、各校に周知を図っていきたいと考えているところでございます。

小林委員

今の流れでよくわかりました。現に学校には教員だけではなくて、多くの職員の方もいて、一体となって教育活動を進めているわけですので、そういうところで分け隔てがないように、しっかりとこの趣旨については相互で徹底していく。また、東京都で出している

そういう資料その他もうまく区のほうでも活用していくといったことが大事かなと思います。

この中で具体例が幾つか出ていて、今もご説明がありました。ただしこれに関してはそれだけに限らないといったご説明もありましたけれども、私はこういう具体例というのは非常にイメージを膨らませる上では大事かなと思っています。

特に服務事故などの場合には、いろいろな事例が出たりして、それがプレス発表されて各学校にも行き届くわけですけれども、こういったものをしっかりと共有してイメージを膨らませて、実際に障害のある方々にも同じように接していくことを常に、心掛け、実践していくことが大事かなと思っています。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

ご意見を承りたいと思います。ほかにご発言はございますか。

渡邊委員

障害者差別解消法が制定されたのは4月で、やっと動き出したというところで、早いか遅いかについてはそれぞれご意見があるところだと思うのですが、最初の資料の1ページ目になると、政府がやっと基本方針を示したという形で、それに即しての対応で、内容的には、東京都の中で同じような方針になっているのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

中野区においても法に則って国の基本方針を踏まえて、それに沿って今回のような案を作っております。東京都におきましても同様に対応していると認識しております。

渡邊委員

では、これは特別、中野区独自のものというか、オリジナリティが強すぎるようなものではないと思ってよろしいですか。

副参事（子ども教育経営担当）

具体例の内容につきましては過去の事例なども踏まえたところはございます。基本的には国の基本方針に則って、案の策定をしているものでございます。

渡邊委員

ありがとうございます。これは非常に難しい問題が含まれていて、特別支援学級との兼ね合いというのも学校の中ではあるのではないかなと思っています。具体的な例を見て

も、とても学校側、経営側から考えて対応していくのは本当に難しいなど。単純に言うのはやさしいですけれども。

ここの中で、今ページがわからなくなってしまったのですけれども、物理的な取り扱いに当たる不具合か何かでそれを事由として断っても、理解を求めてもいいということをおかきで書いてあったのですけれども、これがそればかりになってもいけないかなど。このあたりの調整がやはり非常に難しいのではないかとこれを見ていて思います。

見た目では、この幾つかの中にバリアフリー化というそういう見方だと、やはりそういうところには物理的なので手が入りやすいのだろうとは思いますが、ただ、そういうふうにならなくても非常にとても大きなことに向けて改革をしていこうというときに、区民の意見交換会が11月でパブリックコメントが12月で、すぐこんなにまとまるのかなというか。これは意見なのですが、時間的な余裕とか十二分な意見交換会の場とかはなるべく設けていただいて、やはり多種多様な障害というのはありますし、これからこの問題はすごく大きくなりますので、我々は幼稚園、小学校、中学校と各発達段階においても対応の形がかなり変わってくると思うので、そういった意味では一回やりましたというよりは、そこに参加できなかった人もいらっしゃるといけないので、2回、3回と、形としては区民の意見を求めるような場は設けていただきたいなと思っております。

一応これは意見なのですけれども、その上で、慎重に対応していただきたいなと思っております。

1点だけお伺いしたいのですけれども、今、多目的トイレが学校の中にない学校というのはあるのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

一応基本的には設置をすることにしております。ただ、今手元に資料がないのではっきりしたことはお答えできないのですが、基本的には障害のあるお子さんが学校に通いますので、そういったお子さんが使えるようなトイレというのは設置してございます。

渡邊委員

ありがとうございます。例えば今回訪問した新山小学校、これから多くの生徒がいらっしゃるということで、生徒の数が多ければ一定の確率でそういった方が入ってくるというのはもう間違いないところです。

ただ、今回仮設の教室ということで、段差の解消まではさすがに意見を取り込むことはできない。ただ、ここでも言っているように、段差があればみんなで協力して乗せてあげ

られることは、段差を解消することは可能だと思っておりますけれども、トイレは一緒にくっついて入ってあげるということはなかなかできないので、やはりこういったところは優先順位という範囲ですけれども、そういうものも決めて対応していただきたいなと思っております。以上です。

田辺教育長

ご要望というか、ご意見ということでよろしいでしょうか。

そのほか、ご発言はございますか。

田中委員

この具体例の中にいろいろ入っているのですけれども、例えば机の角や足に何か対応するとか、そういうハード面の対応は、多分学校の中で最終的には校長先生が決定して、対応できると思っておりますけれども、ハードの面ではなくて、例えば授業中に声をかけるというのですか。何かそういったところの対応というのは、学校の中では担任の授業している先生にこういった意識を持ってもらうということで対応するのですか。それとも、学校の中で、何かこの子どもにはこういう対応をしようということでみんなが共通の理解を持って対応するようになるのでしょうか。

指導室長

教育指導の面におきましては、すでに特別支援教育というものの推進において、配慮を要する子どもたちへの教育的指導のあり方は、研修会等で各教員に周知したり、指導法の改善に取り組んでいるところです。

また、配慮を要するお子さんにつきましては、例えば本区が実施している巡回支援のようなアドバイザーの指導も受けまして、学校としてどのように対応していったらよいかなども検討して話し合っているところであり、よりよい指導については各学校で工夫しているという現状です。

田中委員

わかりました。

田辺教育長

ほかにごございますか。

よろしいですか。

それでは、本報告を終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の3番目、「平成29年度中野区立学校における学校教育の指導

目標について」の報告をお願いいたします。

指導室長

「平成 29 年度中野区立学校における学校教育の指導目標について」、ご報告いたします。

まず、指導目標については昨年度と同様でございます。基本方針と平成 29 年度の重点につきましても、区の 10 カ年計画にも示されているグローバル化する社会状況や学習指導要領改訂の方向性を踏まえて変更しております。

裏面をごらんください。具体的な変更点について、ご報告いたします。

まず、基本方針の 1 の(1)生命尊重等の項目ですが、生命の大切さや「尊さ」を加筆いたしまして、「認識」から「理解」へ、そして「自己肯定感を高めるとともに、かけがえのない」という言葉を加筆いたしました。

続きまして、2 の(1)でございます。こちらも学習指導要領の方向性も踏まえまして、「道徳教育の充実や体験活動の推進を図り、豊かな人間性や社会性を育むとともに」という言葉と、指導を一層進めるという意味で「展開し」という文言に加筆・修正してあります。

3 の(2)ですが、項目の中にグローバル化を受けて「国際感覚」という言葉を加筆してあります。

続きまして、「平成 29 年度の重点」です。

まず項目の順ですが、基本方針を踏まえまして、人権尊重にかかわるものを 1 番上に持ってきてまいりました。

その上で、(1)では、道徳教育の充実から一層の充実という意味で「一層」を、さらに「自他の生命を相互に尊重し合い、共に生きていこうとする」という文言を加筆いたしました。

(2)は、幼保小中の連携を意識したものです。「幼稚園や保育施設との連携・協働活動の推進及び」、また、学校は「各校」だったのですけれども、方針を意識いたしまして「各学校」と文言を整備いたしました。

続いて(3)は学習についてですが、「主体的・対話的で深い学びを展開」ということで、こちらも学習指導要領の方向性を受けての改正の視点でございます。

最後に(4)ですが、総合的な体力のみならず資質能力に言及いたしまして、育成を図るという意味で「運動能力の」の言葉を加筆いたしました。

報告は以上です。

田辺教育長

各委員から、ご質問等のご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

この基本方針の1の部分は、わかりやすいいいなと思いました。この指導目標を個々の先生方に十分理解してもらおうということが1番大事なのだと思いますけれども、その点はどういうふうに進めていくのかを教えてくださいたいと思います。

指導室長

こちらは、来年度の教育課程説明会の冒頭で、各校長に教育委員会の基本方針として示すこととしておりまして、これを受けて各学校がそれぞれの教育課程を編成することとなっております。

ですので、これに連動した形で具体的な指導が展開されるものと考えておりまして、併せて教員への指導も取り組んでいただけると認識しています。

田中委員

これについて、教育委員会が独自に何かを通達するという場面はなくて、校長先生を通じて、各学校でしっかり伝えてもらうということなののでしょうか。

指導室長

定例校長会でこの内容を説明するとともに、教務主任会等でも周知を図ることとしておりまして、そのような形で各学校にはしっかりと対応できるよう進めてまいりたいと考えています。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにご発言はございますか。

小林委員

1番初めの基本方針1の中で、生命の尊重、生命を大切にする教育の推進ということで自己肯定感を高めるという文言が新たに付け加わったということで、今お話がありました。私もこれは大変大切なことだと思うのですが、これを入れた背景とか、その辺のところをご説明いただければありがたいです。

指導室長

こちらはやはり生命尊重、自他を尊重するという態度は、まず自分自身が尊重されているという満足感といいますか、有用感といいますか、そういうものが根底にあると認識しておりまして、様々な指導の中で、まず自己を肯定的に捉えるということが重要であるということで、入れました。

それから子どもたちの中には、様々な資質や能力を持っている中で、その資質や能力が



認められたり、また、励まされて伸ばしたり、そういうものを肯定的に捉えて、進めていきたいという指導の方向性も示したいと考え、このような文言とさせていただきました。

小林委員

今、指導室長が言われたことは非常に大事なことだと思いますし、ぜひ中野区でそれを具体的に指導のベースに乗せていければいいなと思います。

自己肯定感に関しては、改めて私がここで言うまでもなく、日本の中高生の実態を様々な機関で調べると、押しなべて世界の国々の中で日本の子どもたちの自己肯定感是非常に低いという数字が出ています。やはりいろいろな活動する、また実践することを通して、自分自身が活かされているのだといういわゆる自己有用感というのですか。そういうものを持たせる指導を積み上げていくことが必要ではないかなと思います。

非常に文言としては大事なことが並んでいるのですが、どう取り組んだらいいかという部分が非常に欠けていて、結局絵に描いた餅みたいな形になってしまうと思うのですね。

ですから、重点の中にはできるだけ細かく、さらにこの下位項目というのですか。具体的なものを学校にいろいろ示していくことが大事かなと思っております。

中野で今行っている連携教育なども自己有用感を持たせる非常に大きなポイントになると思います。そういう中で自己肯定感を培っていくことができないか。具体性のあるものが必要かなと思います。

それからもう1点、この中で重点の(3)に「主体的・対話的で深い学び」と記載してありますが、これは今までのアクティブ・ラーニングと言われていたことが、最近は「主体的・対話的で深い学び」という言い方に置きかえられてきているのですけれども、これをもろん推進するということはいいと思うのですが、その後に補足的な学習の実施というのがあります。

これはもちろん非常に大事なことであって、特に義務教育の段階でしっかりと基礎的な内容を身に付けさせていくということで、しかも、この学習習慣の定着を図るということでかなり具体性があるのですが、私はもう1つ今の義務教育に求められているものは何かというと、補足的なものをするとともに、やはり発展的なものも入れることだと思います。

要するにいわゆる個性の重視というか、いいところをどんどん伸ばしてあげるという教育です。やはり今の公教育は、そういうところが私は1番欠落しているのではないかなと思うのですね。一定の水準に行けばいいではなくて、伸びるところはどんどん伸ばしていく発想です。

その部分に関しては、やはり学校の特色というものを大いに活用していいと思いますので、補足的だけではなくて、発展的なものもどんどん学校の特性、特色に合わせて取り入れていくことが大事かなと思っています。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにご発言は。

渡邊委員

読ませていただきまして、非常に内容として具体的になってよくなったのではないかなと私も感じました。

ただ、何年間も教育委員をやっていて申しわけない感じもするのですけれども、この重点のところなのですけれども、平成 28 年度の(4)の重点が、今年度は(1)に上げたという理解でよろしいのでしょうか。

指導室長

この4つの重点につきましては、順位制をつくるものではないと認識しておりまして、先ほど言いましたように基本方針の人権というものも踏まえながらということで、1番になればより目につくところですが、大きな差異を意図的につけているというところまでは行っておりません。

渡邊委員

ありがとうございます。

それとこういった形で4点挙げられて、平成 29 年度と平成 28 年度は、視点は全く変わっていないと思うのですけれども、やはりこの中に書くべきものでしょうか。

やはり平成 29 年度はこれをやろうねというのが1つくらい加わってもいいのではないかなと思います。

明確に達成できるものではないので、重点を置いてもっとスキルアップしていこうというのも考え方の一つですけれども、例えば基本方針の中の3の中に今回は国際感覚をつかむということを入れていますので平成 29 年度は国際教育のほうへ向けて、我々が中野区として目指していきたいところを載せてもいいのかなと思ったのですけれども。ご検討ください。よろしく申し上げます。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにございますか。

よろしいですか。

それでは、本報告につきまして終了いたします。

そのほかに、事務局から報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

続いて、事務局から次回の開催についてご報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回の定例会でございますが、11月18日午前10時から区役所5階の教育委員会室にて開催する予定でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第28回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時45分閉会